岡崎市監査委員公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から 措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定に よりその内容を公表する。

同

令和5年8月28日

 岡崎市監査委員 髙 橋 重 長

 同 長谷川 龍 伸

 同 中 根 武 彦

井 町 圭 孝

措置の通知書 (財務部市民税課)

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第18号関係分

令和4年12月27日まで

監査結果

諸証明手数料等の現金出納事 務について、次のとおり不備な点 が見受けられたため、法令等に準 拠した適正な処理をされたい。

- (1) 現金出納簿について、現金取 扱日で記載しておらず、それに 伴い毎月の現金出納報告書の 報告内容にも誤りがあった。
- (2) 歳入の所属年度及び歳入科目を誤っているものがあった。

市税条例第21条に規定されている個人市民税の均等割を課さない場合の前年の合計所得金額について、同条例の規定が地方税法施行令で定める基準に準拠したものとなっていなかったため、適正な対応をされたい。

措置状況

現金出納簿については現金取扱日で記載するように改め、複数人による点検を日々実施するようチェック体制を強化した。また、それに伴い現金出納報告書も正しい内容で報告するよう是正した。

同様に、年度が変わる時点の歳入処理について、帰属する年度に改めて注意を払うとともに、 歳入科目についても複数人で点検を行うようチェック体制を強化した。

令和5年6月定例会において市税条例の改正 を行い、当該規定を地方税法施行令で定める基 準に準拠したものに改めた。

監査結果

軽自動車税種別割の減免について、精神障がい者本人が運転する軽自動車等に係る申請に対して軽自動車税減免取扱要領の規定に基づき減免を適用していたが、市税条例に根拠となる規定がなかったため、適正な対応をされたい。

措置状況

令和5年6月定例会において市税条例の改正を行い、同条例第83条第1項の規定を現行の要領に準拠したものに改め、令和2年度以後の課税分について適用することとした。